

建築基準法（昭和25年法律201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置として次のとおり指定しました。

【R6.8月指定分】

	指定年月日	指定者	指定番号	道路の築造者の氏名及び住所 (法人にあつては、 名称及び所在地)	道路の位置	道路の延長 (メートル)	道路の幅員 (メートル)
1	令和6年8月8日	始良・伊佐 地域振興局長	始土建 第2024-4号	鹿児島市鴨池新 町27番2-1006号 久保浩司	始良市東餅田字東米増 249番13並びに字上古川 251番2	38.41	6.00
2	令和6年8月23日	始良・伊佐 地域振興局長	始土建 第2024-5号	始良市西餅田 2821番地7 株式会社創建 代表取締役 有村忠一	始良市平松字中村5359 番1, 5359番4, 5361 番3及び5358番2地先 里道の一部	78.46 30.90	6.00 4.00~5.00